

【第5章】 特定健康診査等実施計画の 公表・周知について

1. 特定健康診査等の実施計画の公表方法

高齢者の医療の確保に関する法律第19条3「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を市広報およびホームページに掲載し内容の周知を図る。